

令和5年12月22日
清掃・リサイクル部

清掃事務所組織の再編および清掃・リサイクル施設再整備の方向性について

(付議の要旨)

清掃事務所組織を再編するとともに、新たな清掃事務所を含む清掃・リサイクル施設の再整備の方向性について決定する。

1 主旨

清掃・リサイクル部では、健康で快適な生活を次世代に引き継ぐことのできる「環境に配慮した持続可能な社会」の実現に向けて、ごみの減量及びごみの発生・排出抑制に重心を置き、安定的なごみ収集・処理体制の推進、分別の徹底、リユース・リサイクルの推進などに取り組んでいる。

こうした中、環境を取り巻く国際的な課題である海洋プラスチック問題や地球温暖化対策に向けて、更なるごみ減量やリサイクル推進、新たな品目の分別回収の実施など多様な課題に対応するためには、清掃事務所を再編し組織強化を図る必要がある。

また、世田谷清掃事務所および玉川清掃事務所は老朽化が進み、庁舎の早急な改築が必要となっていることから、効率的・効果的な事業運営ができる組織に転換し、ごみ減量などの課題に対応する清掃事務所組織の再編を行うとともに、新たな清掃事務所庁舎の整備に向けた清掃・リサイクル施設の再整備の方向性について決定する。

2 これまでの主な清掃事業検討状況

平成22年度 清掃事業の将来のあり方について検討開始（～現在も継続して検討）

平成27年度 「清掃事務所の庁舎整備及び組織再編検討会」において世田谷・玉川清掃事務所の改築および組織の再編について検討

令和4年度 世田谷区清掃・リサイクル審議会において「世田谷区におけるプラスチック資源循環施策について」審議（令和5年6月答申）

令和5年度 清掃事業のあり方および清掃・リサイクル施設の整備等の検討

3 清掃事務所組織の再編

（1）組織再編の背景

清掃・リサイクル部においてはこの間、平成22年度「清掃事業の将来のあり方」検討に基づき、収集現場においては作業員付車両の外部委託導入を順次進め、技能系職員の採用については、原則退職者不補充としつつ、区職員が直接担う業務を継続するための人材を計画的に採用してきた。

しかし、作業員付車両の導入から12年が経過し、稼働台数に占める作業員付車両台数

が約3分の1となる一方、技能系職員の高齢化に伴い、今後10年間で約半数以上の職員が退職を迎えることから、清掃事業の質を確保し、家庭廃棄物を安定的かつ適正な処理を継続していくためにも組織強化を図る必要がある。

そこで、清掃事務所の老朽化・改築を契機として、より効率的かつ効果的な収集体制の構築や区職員が直接担う業務を整理しつつ、組織のあり方等について検討を進め、業務や組織の集約、作業の効率化を図り、清掃事業の質を確保しながら新たな課題への対応やよりきめ細かな区民サービスを拡充させ、さらなるごみ減量に向けた効果的な普及啓発の取り組みなどを推進する組織へと再編成する。

(2) 組織再編の基本的な考え方

現在、区内に3つの清掃事務所及び1つの分室があり、各清掃事務所において、それぞれ管轄する地域内でのごみ収集作業計画の作成・執行や集積所管理、排出指導、環境学習など各種業務をそれぞれ実施し、内容によっては清掃事務所間の調整が必要なケースも生じている。

そこで、区全体の清掃業務や組織を再編・集約し、組織の統合による業務の効率化や管理業務職員の人員削減、施設の集約化による維持管理コストの低減を図るとともに、将来の技能系職員の過減にも柔軟に対応可能な組織体制とする。

併せて、再編前の清掃事務所施設の一部を活用し、規模を縮小の上、迅速に現場へ急行し対応が必要な業務等を集めて行う分室として活用する。

(3) 清掃事務所組織の再編（案）

«現在の組織»

«再編後の組織（案）»

名称	おもな業務		名称（案）	おもな業務（案）
世田谷清掃事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・管理業務 ・世田谷・北沢地域内のごみ収集に関すること ・その他 		(新)世田谷清掃事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・管理業務 ・区内全域のごみ収集に関すること ・その他
世田谷清掃事務所 弦巻分室	<ul style="list-style-type: none"> ・世田谷・北沢地域内のごみ収集に関すること 		分室 (区内2~3箇所を想定)	<ul style="list-style-type: none"> ・効率的にごみ収集作業等を行うための業務
玉川清掃事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・管理業務 ・玉川地域内のごみ収集に関すること ・その他 			
砧清掃事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・管理業務 ・砧・烏山地域内のごみ収集に関すること ・その他 			

(4) 清掃事務所組織再編（組織改正）の時期

新たな清掃事務所施設の竣工、清掃事務所の移転にあわせて清掃事務所組織を再編（組織改正）する。

4 清掃・リサイクル施設再整備の方向性について

(1) 清掃・リサイクル施設再整備の方向性

老朽化する清掃事務所の改築を検討するにあたり、限られた敷地内で業務を行いながらの改築は難しいこと、仮庁舎や新清掃事務所の整備が可能な用地を区内で新たに確保することが困難なことから、仮庁舎整備費等の負担低減も見据え、清掃・リサイクル部で管理する既存施設の中から、組織再編を見込み、効率的な収集作業体制を構築しつつ、業務や組織を集約可能な候補地を選定し、新たな清掃事務所を整備する方向で検討を進めていく。

また、新たな清掃事務所の整備後、跡地となる旧世田谷清掃事務所・旧玉川清掃事務所については老朽化した建物を解体した後、引き続き清掃・リサイクル用地として確保し、プラスチック分別収集など将来のごみ収集・資源回収のあり方を踏まえつつ、効率的かつ効果的な収集・運搬・処理体制の構築、ごみ減量に繋がる普及啓発施設の整備など、跡地の利活用方法について引き続き検討していく。

(2) 清掃事務所整備にあたって必要な規模・機能について

新たな清掃事務所には、区清掃車両及び来庁者等や車いす用の駐車場を必要な台数分確保するなど、敷地内に十分な広さの車両待機スペースを整備する。

また、収集作業職員のロッカー・更衣室・浴室・休憩室等の機能を整理するとともに、女性の収集作業職員に対応するための女性用諸室も設置する。

さらに、3清掃事務所で行っていた電話での問い合わせ対応や窓口での受付等の業務を集約し、事務の効率化を図るとともに、オンラインによる申請等を拡大し区民の利便性向上を図る。

5 今後のスケジュール（予定）

令和6年 2月 区民生活常任委員会（清掃事務所組織再編および施設再整備の方向性）
令和6年 9月 区民生活常任委員会（清掃事務所施設整備方針報告）

令和6年度以降 清掃事務所整備
清掃事務所竣工、清掃事務所組織再編（組織改正）